

広島県未来チャレンジ資金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十四号

広島県未来チャレンジ資金貸付規則等の一部を改正する規則

(広島県未来チャレンジ資金貸付規則の一部改正)

第一条 広島県未来チャレンジ資金貸付規則(平成二十四年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略) 2―5 (略) 6 この規則において「大学等修業期間」とは、国内の次の課程又は学校(DX推進に寄与する知識を習得するものとして知事が定めるものに限る。)における修業期間(複数の課程又は学校で修業する場合にあっては、これを合算したものとする。)のうち、六年を超えない期間をいう。</p> <p>一 学校教育法第一百五十一条に規定する高等専門学校(四年次以降の課程及び同法第百十九条第一項に規定する専攻科)</p> <p>二 学校教育法第八十三条第一項に規定する大学の課程(次号及び第三号に規定する課程を除く。)</p> <p>三 学校教育法第八十三条第一項に規定する大学のうち、大学院設置基準第三条に規定する課程</p> <p>四 学校教育法第八十三条第一項に規定する大学のうち、大学院設置基準第四条に規定する課程</p> <p>五 学校教育法第九十九条第二項に規定する専門職大学院</p> <p>第三条の二 前条の規定にかかわらず、大学等修業期間に第二条第六項に規定する課程又は学校に入学若しくは編入学し、又は在学する者であつて、次に掲げる全ての要件を備えているもの(以下「大学生等」という。)は、第六条第一項の規定により資金の貸付けを申請することができる。</p> <p>一 将来、県内企業等、県内の地方公共団体又はその他知事が定める団体に就業し、DX推進に資する業務に従事しようとする者</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2―5 (略) 6 この規則において「大学等修業年限」とは、国内の次の課程(DX推進に寄与する知識を習得するものとして知事が定めるものに限る。)における修業年限をいう。ただし、当該課程の修業年限が複数あるときは、六年以内のもののうち最も長いものをいう。</p> <p>一 学校教育法第八十三条第一項に規定する大学の課程</p> <p>二 学校教育法第一百五十一条に規定する高等専門学校(四年生以降の課程)</p> <p>第三条の二 前条の規定にかかわらず、第二条第六項に規定する課程に入学し、又は在学する者であつて、次に掲げる全ての要件を備えているもの(以下「大学生等」という。)は、第六条第一項の規定により資金の貸付けを申請することができる。</p> <p>一 将来、県内企業等又は県内の地方公共団体に就業し、DX推進に資する業務に従事しようとする者であること。</p>

であること。

二 第二条第六項に規定する課程又は学校に在学することとなる年の四月一日現在において十八歳以上の者であること。

三 (略)

第四条の二 大学生等に係る資金の貸付けは、第二条第六項に規定する課程又は学校に入学又は編入学した日(同項第一号の場合にあっては、四年次となった日)の属する月から修了する日又は大学等修業期間が終了する日の属する月までの貸付期間(第十一条第四項に規定する資金の貸付けを一時停止する期間を除く。)において、月額五万円以内の額とする。

2 (略)

(資金の貸付申請)

第六条 (略)

一―三 (略)

四 貸付申請書の提出の際に、第二条第六項に規定する課程又は学校の入学又は編入学試験に合格している希望者(次号に掲げる者を除く。)

イ・ロ (略)

五 貸付申請書の提出の際に、第二条第六項に規定する課程又は学校に在学している希望者 第三号イ及びロに掲げる書類

2 (略)

(資金の返還)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、知事は、第六条第一項第四号又は第五号に掲げる希望者として資金の貸付決定を受けた修学生に特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより返還させることができる。

(資金の返還の猶予)

第十四条 (略)

一 (略)

二 第十五条第一項第二号に掲げる要件を満たす過程にあるとき。 修学資金等の返還債務の免除に関する条例(昭和四十年広島県条例第十四号) 第二条第二項に規定する基準日に達するまでの期間(第二条第六項に規定する課程又は学校に在学している場合に限る。)及び県内企業等、県内の地方

二 第二条第六項に規定する課程に在学することとなる年の四月一日現在において十八歳以上の者であること。

三 (略)

第四条の二 大学生等に係る資金の貸付けは、第二条第六項に規定する課程に入学した日(同項第二号の場合にあっては、四年生となった日)の属する月から修了する日の属する月までの貸付期間(第十一条第四項に規定する資金の貸付けを一時停止する期間を除く。)において、月額五万円以内の額とする。

2 (略)

(資金の貸付申請)

第六条 (略)

一―三 (略)

四 貸付申請書の提出の際に、第二条第六項第一号に規定する課程の入学試験に合格している希望者(次号に掲げる者を除く。)

イ・ロ (略)

五 貸付申請書の提出の際に、第二条第六項に規定する課程に在学している希望者 第三号イ及びロに掲げる書類

2 (略)

(資金の返還)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、知事は、第六条第一項第四号又は第五号に掲げる希望者として資金の貸付決定を受けた修学生(第十五条第七項及び第八項において「大学等修学生」という。)に特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより返還させることができる。

(資金の返還の猶予)

第十四条 (略)

一 (略)

公共団体又はその他知事が定める団体に就業し、DX推進に資する業務に従事している期間が八年に達するまでの期間

三 第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる要件を満たすことができない場合であつて、育児、介護その他やむを得ない理由があるとき知事が認めるとき。知事が指定する期間

四・五 (略)

2 (略)

3 第一項第四号又は第五号の規定に該当することにより資金の返還の猶予を受けようとする者は、前項の申請書にその事実を証する書類を添えなければならない。

4・5 (略)

(資金の返還の免除)

第十五条 (略)

一 (略)

二 修学資金等の返還債務の免除に関する条例第二条第二項に規定する基準日の属する月の翌月から九年間の内に、八年以上、県内企業等、県内の地方公共団体又はその他知事が定める団体に就業し、DX推進に資する業務に従事したとき。

三 (略)

四 第二条第六項に規定する課程若しくは学校のいずれかに在籍中死亡し、又は重度の障害の程度に至る心身の故障のため第二条第六項に規定する課程又は学校のいずれかを退学したとき。

五 (略)

六 第二号に掲げる要件を満たす過程にあるときに、県内企業等、県内の地方公共団体又はその他知事が定める団体に就業し、DX推進に資する業務に従事中に当該業務上の理由により死亡し、又は心身の故障のため当該業務に従事することができなくなつたとき。

2 前項第一号に掲げる要件を満たす過程にあるときに死亡し、又は心身の故障のため県内企業等に就業することができなくなつた場合であつて、前項第五号に該当しないときは、資金の返還の債務(履行期が到来していないものに限る。)の全部又は一部を免除することがある。

3・4 (略)

5 (略)

一・二 (略)

三 県内企業等に就業中、業務上の理由により負傷し、又は疾病にかかったため当該業務に従事できなかった期間については、県

二 第十五条第一項第一号に掲げる要件を満たすことができない場合であつて、育児、介護その他やむを得ない理由があるとき知事が認めるとき。知事が指定する期間

三・四 (略)

2 (略)

3 第一項第三号及び第四号の規定に該当することにより資金の返還の猶予を受けようとする者は、前項の申請書にその事実を証する書類を添えなければならない。

4・5 (略)

(資金の返還の免除)

第十五条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

2 前項第一号に掲げる要件を満たす過程にあるときに死亡し、又は心身の故障のため県内企業等に就業することができなくなつた場合であつて、前項第三号に該当しないときは、資金の返還の債務(履行期が到来していないものに限る。)の全部又は一部を免除することがある。

3・4 (略)

5 (略)

一・二 (略)

三 県内企業等に就業中、当該県内企業等の業務上の理由により負傷し、又は疾病にかかったため当該業務に従事できなかった期

内企業等に就業した期間とみなして、当該期間に算入するものとする。

6 修学生又はその相続人は、第一項から第三項までの規定により資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、別記様式第十号による申請書及び別記様式第十一号による就業証明書（第一項第三号に該当する場合にあっては、大学院等専門課程の退学証明書）に次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 第一項第五号又は第六号に該当する場合
死亡診断書又は心身の故障の事実及び程度を証する診断書並びに当該死亡又は心身の故障が業務上の理由によることを証する書類

二 第一項第三号、第四号又は第二項に該当する場合
死亡診断書又は心身の故障の事実及び程度を証する診断書

7 修学生（大学生等に限る。）の場合にあっては、第二項から第五項までの規定中「前項第一号」とあるのは「前項第二号」と、「県内企業等に就業」とあるのは「県内企業等、県内の地方公共団体又はその他知事が定める団体に就業し、DX推進に資する業務に従事」と、「前項第五号」とあるのは「前項第六号」と、「第一項第一号」とあるのは「第一項第二号」と、「就業した月数」とあるのは「従事した月数」と、「就業期間」とあるのは「従事した期間」と読み替えるものとする。

（異動の届出） 第十七条（略）

2 第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる要件を満たす過程にある修学生は、資金の返還を完了し、又は返還の債務の免除を受けるまでは、毎年四月一日現在における就業の状況を同月二十日までに別記様式第十四号による報告書により知事に報告しなければならない。

間については、県内企業等に就業した期間とみなして、当該期間に算入するものとする。

6 修学生又はその相続人は、第一項から第三項までの規定により資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、別記様式第十号による申請書及び別記様式第十一号による就業証明書（第一項第二号に該当する場合にあっては、大学院等専門課程の退学証明書）に次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 第一項第三号に該当する場合
死亡診断書又は心身の故障の事実及び程度を証する診断書並びに当該死亡又は心身の故障が県内企業等の業務上の理由によることを証する書類

二 第一項第二号又は第二項に該当する場合
死亡診断書又は心身の故障の事実及び程度を証する診断書

7 大学等修学生（県内の地方公共団体に就業した者を除く。）の場合にあっては、第一項第一号中「適用修業年限」とあるのは「大学等修業年限」と、同項から第五項までの規定中「県内企業等に就業」とあるのは「県内企業等に就業し、DX推進に資する業務に従事」と読み替えるものとする。

8 県内の地方公共団体に就業した大学等修学生の場合にあっては、第一項第一号中「適用修業年限」とあるのは「大学等修業年限」と、同項から第五項までの規定中「県内企業等に就業」とあるのは「県内の地方公共団体のDX推進に資する業務に従事する職員として採用され勤務」と読み替えるものとする。

（異動の届出） 第十七条（略）

2 県内企業等に就業している修学生は、資金の返還を完了し、又は第十五条第一項第一号若しくは第三項の規定により資金の返還の債務の免除を受けるまでは、毎年四月一日現在における就業の状況を同月二十日までに別記様式第十四号による報告書により知事に報告しなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(別記)
様式第3号 (第8条関係)

広島県未来チャレンジ資金貸付内定通知書

年 月 日

様

広島県知事

年 月 日付けで申請のあった広島県未来チャレンジ資金の貸付け
については、貸付けを予定することを決定しました。

については、大学院等専門課程への入学若しくは編入学に必要な手続を行ったこと又は
大学院等専門課程に在学することを証明する書類及び貸付申請書の希望貸付額欄に記載
した内訳の額が確認できる書類を、年 月 日までに提出してください。

なお、指定された期日までに提出しなかった場合には、この決定を取り消すことが
あります。

(略)

改正前

(別記)
様式第3号 (第8条関係)

広島県未来チャレンジ資金貸付内定通知書

年 月 日

様

広島県知事

年 月 日付けで申請のあった広島県未来チャレンジ資金の貸付け
については、貸付けを予定することを決定しました。

については、大学院等専門課程への入学に必要な手続を行ったこと又は大学院等専門課
程に在学することを証明する書類及び貸付申請書の希望貸付額欄に記載した内訳の額が
確認できる書類を、年 月 日までに提出してください。

なお、指定された期日までに提出しなかった場合には、この決定を取り消すことが
あります。

(略)

(広島県看護師等修学資金貸付規則の一部改正)

第二条 広島県看護師等修学資金貸付規則(昭和三十七年広島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十四条 知事は、修学資金等の返還債務の免除に関する条例(昭和四十年広島県条例第四十号。以下「条例」という。)第一条の表看護職員修学資金の項の規定により、修学資金の返還の免除を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の免除において、条例第一条の表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第一号及び第二号に規定する規則で定める施設は、第三条第一号イ(1)から(5)まで及び(7)に規定する施設とする。ただし、同号イ(5)に規定する施設については、同号イ(1)又は(2)に規定する施設に該当するものに限る。</p> <p>5 第一項の免除において、条例第一条の表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第三号ロに規定する債務の一部免除を行う場合の返還の免除額は、同号の規定による看護職員としてその業務に従事した月数を修学資金の貸付けを受けた月数(この期間が二十四月に満たないときは、二十四月とする。)の二分の五に相当する月数で除して得た数値(この数値が一を超えるときは、一とする。)を返還の債務の額に乗じて得た額以内とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>第十四条 知事は、修学資金等の返還債務の免除に関する条例(昭和四十年広島県条例第四十号。以下「条例」という。)看護職員修学資金の項の規定により、修学資金の返還の免除を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の免除において、条例本則の表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第一号及び第二号に規定する規則で定める施設は、第三条第一号イ(1)から(5)まで及び(7)に規定する施設とする。ただし、同号イ(5)に規定する施設については、同号イ(1)又は(2)に規定する施設に該当するものに限る。</p> <p>5 第一項の免除において、条例本則の表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第三号ロに規定する債務の一部免除を行う場合の返還の免除額は、同号の規定による看護職員としてその業務に従事した月数を修学資金の貸付けを受けた月数(この期間が二十四月に満たないときは、二十四月とする。)の二分の五に相当する月数で除して得た数値(この数値が一を超えるときは、一とする。)を返還の債務の額に乗じて得た額以内とする。</p> <p>6 (略)</p>

(広島県助産師修学資金貸付規則の一部改正)

第三条 広島県助産師修学資金貸付規則(平成二十一年広島県規則第三十六号)の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(修学資金の返還免除)</p> <p>第十五条 知事は、修学資金等の返還債務の免除に関する条例(昭和四十年広島県条例第四十号。以下「条例」という。)第一条の表助産師修学資金の項の規定により、修学資金の返還の債務(同項免除の条件の欄第二号又は第三号に該当する場合にあっては、履行期が</p>	<p>(修学資金の返還免除)</p> <p>第十五条 知事は、修学資金等の返還債務の免除に関する条例(昭和四十年広島県条例第四十号。以下「条例」という。)本則の表助産師修学資金の項の規定により、修学資金の返還の債務(同項免除の条件の欄第二号又は第三号に該当する場合にあっては、履行期が到</p>

<p>3 第一項の免除において、<u>条例第一条の表助産師修学資金の項免除の条件の欄に規定する規則で定める業務は、分べん取扱医療機関等のうち第三条第二号イ、ロ又はニ（同号ニにあつては、同号ニに規定する病院及び診療所のうち知事が認めるものに限る。）</u>に規定する施設において従事する場合における法第二条に規定する保健師又は法第五条に規定する看護師としての業務とする。</p> <p>4―7 (略)</p> <p>8 第一項の免除において、<u>条例第一条の表助産師修学資金の項免除の条件の欄第二号ロに規定する債務の一部免除を行う場合の返還の免除額は、同号の規定による助産師業務に従事した月数を修学資金の貸付けを受けた月数（この期間が十二月に満たないときは、十二月とする。）の五倍に相当する月数で除して得た数値（この数値が一を超えるときは、一とする。）を返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の額に乗じて得た額とする。</u></p> <p>9 (略)</p>	<p>2 前項の免除において、<u>条例本則の表助産師修学資金の項修学資金等の種類の欄に規定する規則で定める施設は、分べん取扱医療機関等とする。</u></p> <p>3 第一項の免除において、<u>条例本則の表助産師修学資金の項免除の条件の欄に規定する規則で定める業務は、分べん取扱医療機関等のうち第三条第二号イ、ロ又はニ（同号ニにあつては、同号ニに規定する病院及び診療所のうち知事が認めるものに限る。）</u>に規定する施設において従事する場合における法第二条に規定する保健師又は法第五条に規定する看護師としての業務とする。</p> <p>4―7 (略)</p> <p>8 第一項の免除において、<u>条例本則の表助産師修学資金の項免除の条件の欄第二号ロに規定する債務の一部免除を行う場合の返還の免除額は、同号の規定による助産師業務に従事した月数を修学資金の貸付けを受けた月数（この期間が十二月に満たないときは、十二月とする。）の五倍に相当する月数で除して得た数値（この数値が一を超えるときは、一とする。）を返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の額に乗じて得た額とする。</u></p> <p>9 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項に規定する日前に第一条の規定による改正前の広島県未来チャレンジ資金貸付規則による様式でした申請その他の手続は、第一条の規定による改正後の広島県未来チャレンジ資金貸付規則によつてした申請その他の手続とみなす。